

吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案に対する意見募集結果について

案 件 名	吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案	
政策等の案の題名	吹田市立図書館の管理運営に関する規則	
政策等の案の公表日	令和2年(2020年)10月23日(金曜日)	
政策等の案の趣旨と概要	吹田市立図書館は、中央図書館と7つの地域図書館・2分室を設置し、図書館運営を行っています。図書館から遠い地域へは自動車文庫が巡回して図書館サービスを行ってまいりましたが、令和2年11月の健都ライブラリー開館により、市内の図書館網の整備が完了することから、吹田市立図書館の管理運営規則の一部改正を行い、自動車文庫の廃止を定めるものです。	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案
	関連資料	吹田市立図書館の管理運営に関する規則(現行)
意見提出者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本条例等が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体 	
意見提出期間	令和2年(2020年)10月23日(金曜日)～令和2年(2020年)11月24日(火曜日)	
意見提出方法	郵送、ファックス、電子メール、直接提出	
意見提出件数	17件(15通)	
結果の公表日	令和3年(2021年)4月2日	
結果の概要	<p>上記期間中に市民の皆さまのご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見と市の考え方を次のとおり公表します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提出意見及び市の考え方 2 吹田市立図書館の管理運営に関する規則 現行・改正新旧対照表 	
	<p>上記の資料は、次の場所でも閲覧することができます。</p> <p>吹田市立中央図書館 吹田市役所 高層棟7階 市民総務室(情報公開担当)</p>	
問い合わせ先	<p>吹田市立千里山・佐井寺図書館 パブコメ担当 電話：06-6192-0516</p>	